

届出制手数料に係る手数料表（上限額）

当社は、下記のとおり手数料を定めております。
以下の手数料及び着手金は上限であり、貴社の手数料率は別途契約書にて定めるものです。

求人受付手数料	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金額（内定書または就業条件明示書に記載されている金額）の50%とします。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金額（内定書または就業条件明示書に記載されている金額）の50%とします。 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】100万円 【活動1日あたり】5万円 【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金額（内定書または就業条件明示書に記載されている金額）の50%とします。 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合における当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金額（内定書または就業条件明示書に記載されている金額）の50%とします。 手数料負担者は関係雇用主とします。

返戻金に関する事項 ※消費税は別途加算

紹介手数料の発生後、被採用者の自己都合退職、又は、就業規則で規定する懲戒解雇となった場合、下記のとおり、返金します。

被採用者の就労開始日から7日以内に退社	：	紹介手数料（研修期間分を除く）の90%
被採用者の就労開始日から1カ月以内に退社	：	紹介手数料（研修期間分を除く）の75%
被採用者の就労開始日から3カ月以内に退社	：	紹介手数料（研修期間分を除く）の50%

上記以外の退職（被採用者の責によらない退職、被採用者の疾病・負傷・死亡・分娩、天災事変等の不足の事態、その他被採用者の免責が妥当とされる事由）の場合、返戻金には適用されません。

許可番号 16-ユ-010005
富山県富山市西大泉15番8号
株式会社ジェル

手数料表

本所が有料職業紹介事業を行った場合は、次のとおり手数料を申し受けます。

1 受付手数料

求人又は求職の申込を受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求人の受付 1件につき 710円（消費税相当分を含む。）を求人者から

求職の受付 1件につき 710円（消費税相当分を含む。）を求職者から

（求職の場合は、職種が、芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキンに限る。）

ただし、同一の求職者に掛かる求職の申込みの受理が1箇月に3件を超える場合には、3件分を超えては申し受けません。

2 上限制紹介手数料

就職が決定した場合には、求人者から、次の1又は2のいずれかの額の紹介手数料を、対象となる賃金が支払われた日以降に申し受けます。

ただし、同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、6箇月を超えた

雇用については申し受けません。

1 支払われた賃金の 11.0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額（2に該当する場合は2に定めるところにより紹介手数料を申し受けます。）

2 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の雇用主に引き続き6箇月を超えて雇用された場合は、次の①又は②によって算出された額のうちのいずれかの大きい額。

① 当該6箇月間の雇用に掛かる賃金について支払われた賃金額の 11.0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

② 当該6箇月間の雇用にかかる賃金について支払われた賃金額から臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を差し引いた額の 11.0 %（消費税相当分を含む。）に相当する額

許可番号 16-ユ-010005

所在地 富山県富山市西大泉15番8号

事業所名 株式会社ジェル